



# 点検商法に注意を！



業者が屋根を点検し、ひどい状態だ、今日契約なら安くする、と言われお願いしたが、家族に反対され、キャンセルを申し出ると怒鳴られた。

- ①点検の訪問は断る
- ②複数の見積りを取り、その場で契約しない
- ③契約書面を受け取り8日以内はクーリング・オフ可能

トラブル相談は札幌市消費者センター(☎728-2121) 又は 消費者ホットライン(☎188)へ